

○松浦市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則

平成 27 年 5 月 15 日規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 8 第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、法及び松浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松浦市条例第 44 号）の定めるところによる。

(事業の届出)

第 3 条 放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ、松浦市放課後児童健全育成事業開始届出書（様式第 1 号）に関係書類を添えて市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第 4 条 事業者は、前条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から 1 月以内に、その旨を松浦市放課後児童健全育成事業変更届出書（様式第 2 号）により市長に届け出なければならない。

2 事業者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、松浦市放課後児童健全育成事業廃止（休止）届出書（様式第 3 号）により市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による休止の届出を行った事業者が、当該届出に係る事業を再開しようとするときは、あらかじめ、第 1 項に規定する変更届出書により市長に届け出なければならない。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。